

平成22年第7回教育委員会記録

平成22年4月14日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年4月14日(水)午後2時00分～午後2時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 大橋 辰雄
 委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
 教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育部 教育改革担当長 渡辺 均

教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進

教育人事企画課長 佐藤 浩 教育改革推進課長 岡本 勝実

教育委員会事務局事務包括指導主事 白石 高士 学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗

学務課長 日暮 修通 学務課副参事(子供園担当課長) 正田 智枝子

社会教育課長 植田 敏郎 郷土博物館長 阿出川 潔

済美教育一長 玉山 雅夫 済美教育一長 坂田 篤

済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広

中央図書館長 堀川 直美

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
 担当書記 島崎 和也

傍聴者数 6名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 平成22年度小・中学校への学校司書の配置について
- (2) 目的外使用許可処分違法確認等請求事件について
- (3) 第25期(平成22・23年度)杉並区体育指導委員の委嘱について
- (4) 平成22・23年度杉並区青少年委員の委嘱について
- (5) 平成22年度小学校教科用図書及び特別支援教育教科用図書の採択事務について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
----------------	---

報告事項

(1) 平成22年度小・中学校への学校司書の配置について	5
(2) 目的外使用許可処分違法確認等請求事件について	6
(3) 第25期（平成22・23年度）杉並区体育指導委員の委嘱について	8
(4) 平成22・23年度杉並区青少年委員の委嘱について	8
(5) 平成22年度小学校教科用図書及び特別支援教育教科用図書の採 択事務について	9

委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから平成22年第7回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

初めに、4月1日付で人事の異動がありましたので、今回、この席においての説明員のご紹介をお願いいたします。教育長からお願いいたします。

教育長 それでは、私のほうから部長級処遇説明員のご紹介をいたします。

教育委員会事務局次長、吉田順之でございます。

事務局次長 吉田でございます。よろしくをお願いいたします。

教育長 教育改革担当部長、渡辺均でございます。

教育改革担当部長 渡辺でございます。よろしくをお願いいたします。

教育長 教育委員会事務局参事、杉並師範館担当副参事事務取扱、田中哲でございます。

教育委員会事務局参事 田中です。よろしくをお願いいたします。

教育長 杉並区立済美教育センター所長、玉山雅夫でございます。

済美教育センター所長 玉山と申します。

教育長 よろしくをお願いいたします。

なお、副参事以下につきましては、事務局次長からご説明をいたします。

事務局次長 では、私のほうから課長級につきまして紹介をさせていただきます。

まず、庶務課長、統括課長で、北風進でございます。

庶務課長 北風です。よろしくお願ひします。

事務局次長 教育委員会事務局統括指導主事、白石高士でございます。

教育委員会事務局統括指導主事 白石でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局次長 学務課長、日暮修通でございます。

学務課長 日暮です。

事務局次長 社会教育スポーツ課長、植田敏郎です。

社会教育スポーツ課長 植田でございます。よろしくお願ひします。

事務局次長 中央図書館次長、堀川直美でございます。

中央図書館次長 堀川でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局次長 科学館長、末木栄でございますが、本日、所要があって、ちょっと遅れてございます。

申し訳ございません。

委員長 それでは、本日の議事に入りますが、議事日程はご案内のとおり報告案件の5件だけです。

それでは、日程第1、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「平成 22 年度小・中学校への学校司書の配置について」、ご説明を教育人事企画課長からお願いいたします。

教育人事企画課長 「平成 22 年度小・中学校への学校司書の配置について」ご報告申し上げます。

今年度、新たに 11 名の学校司書を採用し、昨年度同様に各分区に 1 校ずつ配置いたします。

資料をご覧ください。

配置校につきましては、資料にある 11 校、この表の左側になります新規配置校の 11 校でございます。これで各分区とも、右側の 21 年度の配置校と合わせて 2 校ずつの配置となります。実際に配置する学校司書についてでございますが、現在公募している最中でございます、5 月 14 日が締切日となっております。今後 5 月下旬に第 1 次選考として課題論文選考、6 月上旬に第 2 次選考として面接選考を実施いたします。そして、6 月下旬に最終合格発表を行い、7 月 1 日の採用、配置となります。

簡単ではございますが、以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

では、私がお伺いしてもよろしいでしょうか。

この 21 年度の配置のときに、分区の中の 1 校ずつですが、これについてはいろいろ学校図書関係のことが進んでいるところを選んだというようなお話でしたけれども、今回もその残りの学校はそういう進んでいるところを選んだということですか。

教育人事企画課長 ただいまのご質問ですけれども、まず第 1 に、特色ある学校づくりとして、学校司書の配置を希望する学校の中から、学校経営方針の中に学校司書を活用する場や方法、こういったものを明確に示しておりまして、あるいは学校図書館の今後の運営の充実が十分期待できるという学校を選定いたしました。

委員長 希望しない学校というのもあるんですか。司書はもちろん……

教育人事企画課長 まだまだ学校の体制が……

委員長 整っていないということですか。

教育人事企画課長 はい。ないというところでまだたくさんございます。

委員長 わかりました。

ほかに何かご質問か意見ございますでしょうか。

大橋委員 よろしいですか。

簡単でいいので、学校司書を例えば配置して、こんなような成果が出ているというわかりやすいところがあったらちょっと教えていただきたいのと、あと、今後の配置予定といたしますか、そういったものもわかればお伝えいただきたいんですが。

教育人事企画課長 これまでの成果でございますけれども、まず、本の整理だとか書架レイアウトの変更等を積極的に行いまして、図書館の環境整備を行っております。また、直接、オリエンテーション等を通して、児童生徒に図書館の利用を促したりすることによって、児童生徒の来室が大幅に増えているというような成果が出ております。

今後の配置の予定ですけれども、26年度までに全校配置に向けて取り組んでいくという方針を掲げておりますので、それに向けて努力をしていきたいと思っております。

大橋委員 個人的な感想なんですけれども、学校、やっぱり司書さんが入られているところへ行くと、サービスと言うと適切かどうか分かりませんが、各季節ごととか、今、テーマになりそうなものを結構、まとめていらして、学校ボランティアの方なんかともよく協力ができているなという印象が残る学校が多いので、司書のほうは大変よろしいことだと私自身は思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに何かございますか。

教育長 国民読書年ということもありまして、そのことというだけではないんですけれども、これまで懸案になっていた学校図書館の充実、これをぜひ進めていきたいと考えています。

3月、年度末に、久我山小学校が図書館を活用した校内研究、大変充実した内容のものを発表していただきました。というのは、学校司書を配置することがきっかけとはなっておりますけれども、その前から、ボランティアであるとか、あるいは司書教諭であるとか、児童の図書委員会活動であるとか、そういった活動を組織化して、その土壌ができていた。それに学校司書を配置することによって、さらに効果を上げることができたという報告も聞いております。

ですから、先ほど大橋委員の質問にもありましたけれども、今後ぜひ学校の図書室をより充実したものにしていくために、計画的に配置を進めていきたいと考えておりますが、財政当局との折衝もありますので、そのあたりはまた協力を仰いでいきたいと考えております。

委員長 それでは、これでよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、次に「目的外使用許可処分違法確認等請求事件について」の説明を教育改革推進課長からお願いいたします。

教育改革推進課長 では、私からは「目的外使用許可処分違法確認等請求事件について」ご報告をいたします。

平成20年6月26日に提起されました住民訴訟に対しまして、本年3月30日、東京地方裁判所において、判決言い渡しがありましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、事案の概要ですが、本件は、学校支援本部である和田中学校地域本部が、学校の教育活

動外の取り組みの一つとして実施している特別補習事業、夜スペシャル、夜スペを行うに当たって、教育委員会が和田中学校の教室の目的外使用を許可し、また、その使用料を免除したことに對しまして、その処分の無効の確認と、財産管理を怠っていることにより生ずる損害の賠償を請求することを求めた事案でございます。

請求の趣旨は記載のとおりです。

次に、判決の内容ですが、主文は記載のとおりでございます。

1点目は、区長は教育委員会が行った処分に対する訴えの被告にはならず、被告は教育委員会の所属する杉並区となること、また、教育財産の目的外使用の許可処分は、教育行政を所掌する施設管理者として、教育上及び公共上の政策的な見地から、教育行政上の処理を直接の目的として行うもので、学校施設の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為、または怠る事実には当たらないため、住民訴訟の対象となるものではなく、不適法ということから却下するというものです。

2点目は、杉並区を被告とする使用料免除処分の無効確認については、訴えとしては適法であるため、その内容を審理した結果、理由がないということから棄却するというものです。

裁判所では、この使用料免除処分の無効確認の審理の中で、仮に使用許可処分が当然に無効であれば、同処分を前提とする使用料免除処分に重大かつ明白な瑕疵があると言える余地があり得ると解されるとのことから、本来であれば住民訴訟の対象とならない使用許可処分についても判断が示されております。その判断の中で、杉並区及び教育委員会は、地域の教育課題に自ら取り組む地域の実現を基本構想及び教育ビジョン等を通して目指し、学校と地域による創意工夫のある活動を支援することを基本姿勢としているところ、保護者や地域、ボランティア等を構成員として和田中学校を支援するために結成された和田中学校地域本部は、公益的な活動を行う団体であること、また、和田中地域本部が主体となって実施している夜スペは、従来から実施してきた補習事業とあわせて、より多くの生徒に対して各自の能力に応じた多様な学習の機会を提供しようとする取り組みの一環であり、公共・公益上の目的のための事業であること、そして学校の施設使用に伴う学校教育上の支障はなく、公教育の逸脱などとする原告側の主張にも理由がないことなどから、使用許可処分が無効となる事由はないとしています。

判決の概要についての報告は以上ですが、教育委員会といたしましては、今後も学校と地域による創意工夫のある活動を支援することを基本姿勢とし、地域住民の自主的な取り組みを尊重するとともに、実施状況を見守ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

(「なし」の声)

委員長 ありがとうございます。

次に、「第25期(平成22・23年度)杉並区体育指導委員の委嘱について」及び「平成22・23年度杉並区青少年委員の委嘱について」の説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私からは2件ご報告させていただきます。

まず、1件目は「第25期杉並区体育指導委員の委嘱について」でございます。

資料をご覧ください。

1の体育指導委員の目的につつましてでございますけども、スポーツを通じての地域づくりでございます。

根拠法令、委員の身分等につつましては記載のとおりでございます。

昨年11月11日から今年の1月4日まで公募を行いまして、31名の応募があり、論文による1次選考、面接による2次選考を経て、4月8日に委嘱式を行い、23名の方に委嘱を行ったところで

す。

裏面に名簿がございます。

今期の委員の内訳は、男性16名、女性7名、継続委員が17名、新任委員が6名でございます。

2件目のご報告は「平成22・23年度杉並区青少年委員の委嘱について」でございます。

資料をご覧ください。

1の青少年委員の目的は、青少年の健全育成並びに青少年教育の振興に寄与することでございます。

根拠法令、委員の身分等につつましては記載のとおりでございます。

2の(1)、選考方法につつましては、区内の17の青少年育成委員会から各小学校区ごとに1名の推薦を出していただき、選考したものでございます。

4月2日に委嘱式を行い、41名の方に委嘱を行ったところでございます。

次のページに名簿がございます。

今期の委員の内訳は、男性2名、女性39名、継続委員が32名、新任委員が8名となっております。

3つの小学校区からの委員の推薦は、現時点では未定でございますが、今後、引き続き推薦をお願いしてまいります。

私からは以上でございます。

委員長 ただいま2件ありましたが、これについてのご質問、ご意見があれば、前の分か後の分かを言って、青少年委員かどちらかを言ってご質問ください。

何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、結構でございます。どうもありがとうございます。

それでは、最後に「平成22年度小学校教科用図書及び特別支援教育教科用図書の採択事務について」の説明を済美教育センター副所長からお願いいたします。

済美教育センター副所長 それでは、私から「平成22年度小学校教科用図書及び特別支援教育教科用図書の採択事務について」のご報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧くださいと存じます。

初めに、小学校の教科用図書の採択事務についてでございます。

今年度、採択される教科書につきましては、新しい学習指導要領が完全実施されます平成23年度から26年度までの4年間使用するものとなります。

採択の手順でございますが、まず4月下旬に、教育長の委嘱による校長、副校長、教諭、保護者から成る教科書調査委員会を設置いたします。

次に、5月上旬には、調査委員会内に各種目を専門とする校長、副校長、教諭から成る種目別調査部会を設置いたしまして、全ての教科書について専門的な観点から調査・研究を行います。各部会による調査・研究結果につきましては、6月下旬を目途に教科書調査委員会に報告されることとなっております。

また、教科書調査委員会は、各小学校に対して、採択の対象となる全ての教科書について、学校ごとの巡回される見本本によって調査・研究を行うように依頼をいたします。

これらのいわゆる学校調査でございますが、これも6月下旬を目途に教科書調査委員会に対して結果を報告されることとなります。教育委員会では、6月初旬から7月初旬にかけて、済美教育センターや中央図書館ほか区内5カ所において教科書見本本の展示会を開催し、広く区民からのご意見もいただくこととなっております。

教科書調査委員会は、これまでご説明してきました種目別調査部会の報告や学校調査の報告、区民からの意見を参考にしながら、自らの職責に基づいて、採択の対象となる全ての教科書について調査・研究を行い、その結果を7月下旬を目途に教育委員会にご報告を申し上げます。

教育委員会では、教科書調査委員会の報告を十分に参考にいただきながら、それぞれの識見と責任によって十分な審議を行っていただいた上で採択していただく形となります。採択は、法令により8月31日までに行うこととなっております。

では、続きまして裏面をご覧ください。「平成22年度特別支援教育教科用図書採択事務の流れ」についてご報告を申し上げます。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法など関係法令によって、毎年採択が行われることとなっております。小学校教科用図書の調査・研究と同様、規則、要綱に基づいて特別支援教育教科用図書調査委員会を設置するとともに、特別支援学校及び特別支援学級からの報告を参考に調査・研究を行い、7月下旬を目途に調査委員長から教育委員会にご報告をさせていただくこととなっております。

採択につきましては、小学校の教科用図書と同様、関係法令によって8月31日までに行うことが定められております。

以上、報告させていただきました。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

では、もうちょっと経ちますと教科書が届くわけですね、こちらに。

済美教育センター副所長 はい。見本本は到着いたしますが、若干遅れているという連絡が入っております。

委員長 それが届いてきますと、もう少し日程が詰まってくるということですか。

済美教育センター副所長 はい。

委員長 よろしく願いいたします。

宮坂委員 見本本はいつ頃ですか、予定としましては。

済美教育センター副所長 予定としては、調査委員会や種目別調査部会や小学校の調査には間に合うような形で到着するという流れにはなっているんですけども、教科書の改訂作業もしくはその編集作業等において、若干遅れるという連絡が入っています。

委員長 いずれにしろ、6月8日からもう展示をするんですか。それまでにはもう全部できているわけですね。

済美教育センター副所長 はい。そのように働きかけているところです。

委員長 それでは、よろしゅうございますか。では、結構でございます。

済美教育センター副所長 よろしく願いいたします。

委員長 それでは、これで本日の案件は全部終了いたしました。

それでは、これで会議を終わりとします。

この次の日程というのがございますか。

庶務課長 次回の日程でございますけれども、4月28日水曜日午後2時から定例会を予定してございますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。